

○福生都市計画区域（羽村市域内）における都市計画道路及び都市計画公園・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準

平成24年3月30日羽都都発第17155号

## 改正

平成28年2月18日羽都都発第16371号

福生都市計画区域（羽村市域内）における都市計画道路及び都市計画公園・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準

（趣旨）

**第1条** この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第54条の規定に該当する建築物以外の建築物で、同法第53条第1項の許可をすることができるもの（以下「許可対象建築物」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（許可対象建築物の所在地）

**第2条** 許可対象建築物は、都市計画の事業の実施が近い将来見込まれていない区域に所在するものとする。

（許可できる建築物の規模・構造）

**第3条** 許可できる建築物の規模・構造は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものとする。

- （1） 階数が3のもので、高さが10m以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- （2） 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- （3） 法第12条第1項に規定する市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業など）等の支障にならないこと。
- （4） 建築物が都市計画道路区域及び都市計画公園・緑地区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域及び都市計画公園・緑地区域に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

## 付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。